

# 現在の宮城県の発達障害児者支援体制 資料17

障害福祉サービス事業者等集団指導  
令和8年3月25日  
精神保健推進室

## 保護者・ご本人等からの相談

### 市町村

#### 一次支援機関

##### 【求められる役割】

(法5・6条、障害福祉計画等)

- ・住民にわかりやすい窓口の設置・周知(国通知)
- ・母子保健、障害児支援の強化  
健診での早期発見、早期支援の推進
- ・家族支援
- ・保健、福祉、教育等関係部門との連携体制構築

### 障害児等療育支援事業

県

#### 一次支援機関

##### 【県の取組状況】

- ・身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するため各障害保健福祉圏域で事業を実施
- ・訪問や来所による療育相談
- ・保育所や放課後児童クラブ等の支援者からの療育相談に対応
- ・家族支援

発達障害のある方と家族が  
安心して生活できる  
地域づくりの推進



\*一次支援機関には、上記の他に、保育所・幼稚園や学校、障害福祉サービス事業所等が含まれます。

### 医療機関(地域)

小児科・精神科等の  
かかりつけ医

### 発達障害者地域支援マネジャー

県

#### 二次支援機関

##### 【県の取組状況】⇒発達障害者地域支援マネジャー配置事業(R1~)

各障害保健福祉圏域に心理職又はリハ職を「発達障害者地域支援マネジャー」として配置

- ・圏域の中核的な支援機能として、市町村等の一次支援機関への支援を実施
- ・圏域の状況に応じた支援体制づくり、個別ケース支援や地域の状況に応じた研修機会の提供のほか、家族支援等を実施

### 拠点医療機関 (東北大学病院小児科)

発達障害専門医療機関ネットワーク  
構築事業(県委託)

- ・発達障害診療医養成を支援
- ・医療機関ネットワーク形成
- ・地域の医療機関との症例検討会
- ・かかりつけ医研修開催

### 発達障害者支援センター

県

#### 三次支援機関

##### 【県の取組状況】

##### ⇒発達障害者支援センター「えくぼ」(H18~)【主に大人を対象】

総合相談窓口のほか、専門相談員による支援者支援、各種研修や普及啓発セミナー等を実施

##### ⇒発達障害者支援センター「県直営センター」【主に子どもを対象】(R1.7~県子ども総合センター内)

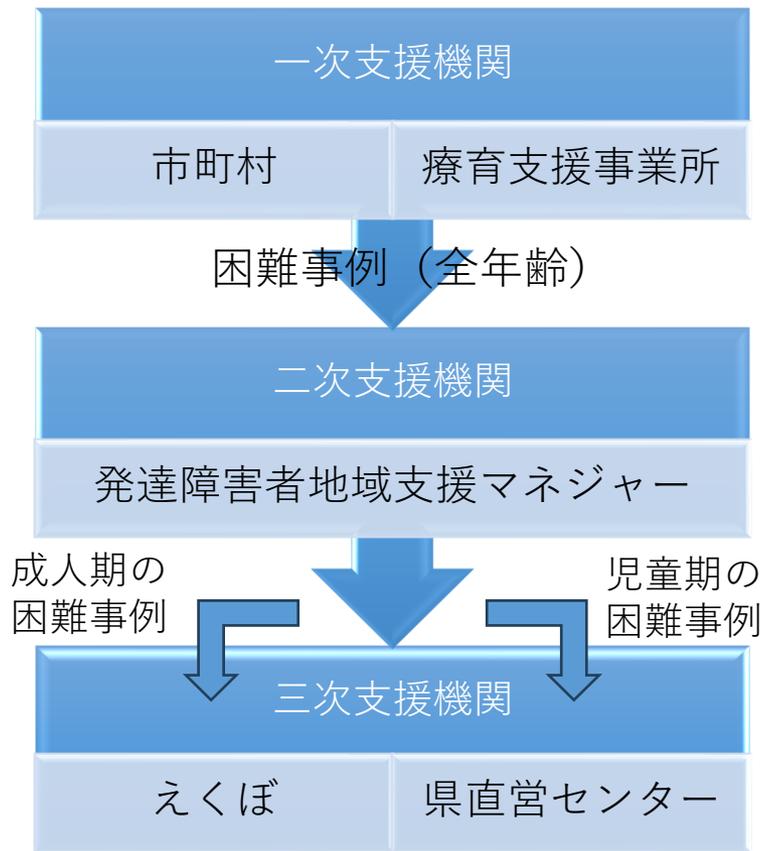
支援者支援の拠点機能として、困難ケースへの技術支援による地域支援機能の強化のほか、支援力向上に資する研修の企画・実施、家族支援等を実施

### 本庁・精神保健推進室 (発達障害・療育支援班)

- ・全県的な支援体制整備  
~仙台市とも連携
- ・発達障害者支援センター運営
- ・保健・福祉・教育・就労等、他領域の支援機関との連携推進  
(発達障害者支援推進会議)
- ・医療提供体制の整備

# 宮城県発達障害者支援センターの統合について

## 現体制（～R7）



## 統合後の支援体制（R8～）



令和8年4月～

## 宮城県発達障害者支援センターを統合します

発達障害者支援センター「えくぼ」と県直営センターで年齢によって役割分担していた支援業務を統合し、切れ目のない支援の充実を目指します。

\*「えくぼ」は3月末で閉所します。

一次支援機関（市町村、幼稚園・学校、障害福祉サービス事業所等）からの  
ご相談は、引き続き、宮城県発達障害者地域支援マネジャーがお受けします。

### 4月からの宮城県発達障害者支援センターの業務（予定）

#### 相談支援窓口

ご本人・ご家族が地域の支援機関につながる  
ように情報提供を行います。

#### 支援者支援

支援者が支援に困る場合には、発達障害者地域  
支援マネジャーにご相談ください。必要に応じて  
センターも一緒に支援を検討します。

#### 研修・普及啓発

発達障害の支援に関する各種研修を行います。  
一般の方向けに理解促進を図る取組も行います。

#### 支援体制整備の推進

福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、  
地域のネットワーク構築を推進します。

地域の支援体制づくりに関する相談に、発達障  
害者地域支援マネジャーと連携して対応します。

#### 家族支援事業

ペアレント・プログラム、ペアレント・トレ  
ニングの普及を促進します。

ペアレント・メンターの派遣、ピアサポート活  
動の推進も行います。

### 宮城県発達障害者支援センター

名取市美田園2-1-4まなウェルみやぎ 宮城県子ども総合センター内

☎ 022-748-5660

\*「えくぼ」の電話番号は閉所後、使用できなくなりますのでご注意ください。

発達障害者支援センターの統合に関するお問合せ

宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班

☎ 022-211-2543

# 令和8年度 障害福祉施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業について 【省エネルギー設備等導入支援事業】【ICT設備等導入支援事業】

令和8年3月時点

## 施設支援班

### 1 補助事業の概要

本事業は、物価高騰等に直面する障害福祉施設の運営費を抑制することにより、環境リスクへの対応力強化を図り、もって安定的な介護サービスの提供を目的とし、省エネルギー設備及びICT設備等の導入に要する経費について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

### 2 補助対象事業者等

県内（仙台市内除く）の障害福祉サービス事業所等を運営する法人

事業区分	省エネルギー設備等導入支援事業	ICT設備等導入支援事業
補助対象者	県内の障害者支援施設（入所施設）を整備する法人（県立、市町村立、仙台市内事業所を除く）	県内の障害福祉サービス事業所等を整備する法人（県立、市町村立、仙台市内事業所を除く）
補助対象経費	省エネルギー設備等の導入に要する経費（設置工事費を含む） 例）高効率空調機器、自家消費型太陽光発電設備（蓄電池併用含む）等	ICT設備等の導入に要する経費 例）タブレット端末等ハードウェア、介護支援ロボット等

令和8年度に実施をし、令和9年1月末までに補助事業に係る設備を導入し、代金の支払いが完了するものが対象となります。

### 3 補助率

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（上限あり）

### 4 申請等

事業の詳細は現在調整中です。申請受付開始は、令和8年4月頃を予定しておりますので、申請方法や様式等は追って周知いたします。

### 5 問合せ先

本補助制度の概要等についての御質問は、募集開始以降からメールにて受け付けます。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

mail：[syoufuku-syouene\\_ict@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufuku-syouene_ict@pref.miyagi.lg.jp)

# 令和9年度社会福祉施設等施設整備事業費補助事業について

令和8年3月時点

## 施設支援班

### 1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

提出書類等については、必ず令和8年6月上旬の通知を確認いただき、手続きをお願いします。通知等はホームページで御確認いただけます。

### 2 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを指標に事業選定を行います。

- 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度の障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）又はグループホーム（日中サービス支援型）を整備するもの
- 新耐震基準施行（S56.6.1）以前に建築された入所施設等について、新耐震基準に適合するための建替又は改修等の整備を行うもの

### 3 補助対象施設

仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）
 

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）
 

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

## 4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 5 整備区分

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること）
  - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

### (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

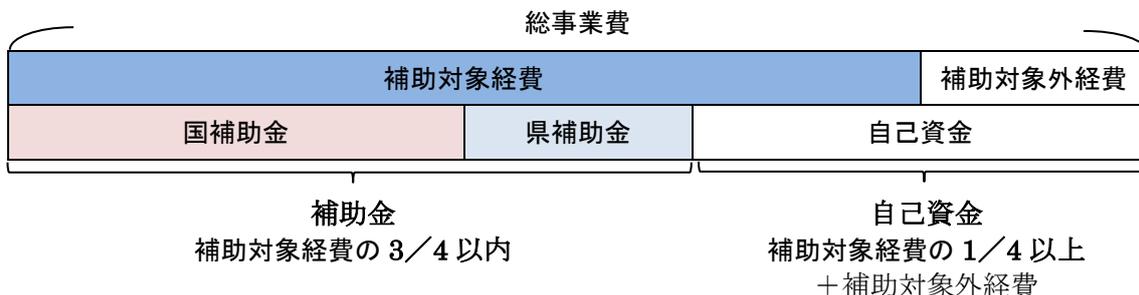
- **創設**（新たに施設を整備すること）
  - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

## 6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）

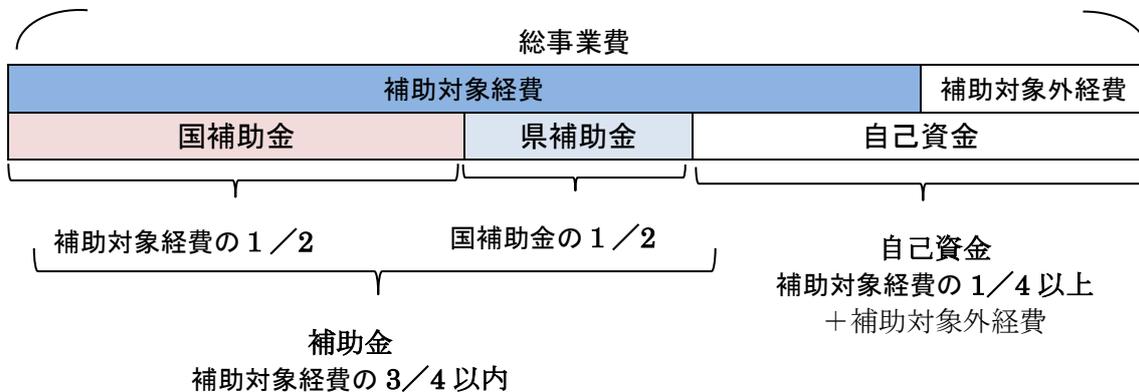
(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

## 7 令和9年度事業に係るスケジュール（予定）

R 8	6月 1日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 1日（水）	○障害福祉関係施設の整備計画 <u>提出締切</u>
	9月 1日（火）	○所定の各書類 <u>提出締切</u>
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
R 9	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県）
		○補助内示（県→事業者）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ※内示を受けて事業の着手が可能となります。（内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。）             </div>		
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国）
		○交付決定（国→県→事業者）
		○事業完了（ <u>施工業者への支払まで完了</u> ）
R 10	3月3日（金）まで	○実績報告（事業者→県→国）
		○補助金精算払い（県→事業者）

## 8 留意事項

### （1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、実行性のある安全上及び避難上の対策を講じることを条件とし、具体的な対策内容の説明を要します。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。
- ・ 外構工事費や備品購入費は補助の対象となりません。（例：駐車場整備費、土地造成費、土地購入費、壁掛けエアコンの整備費等）

## (2) 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは・・・補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けないで処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

## 9 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：022-211-2544

E-mail：[syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

# 「令和9年度宮城県精神障害者 地域受入体制拡充支援事業補助金」のご案内



宮城県・障アポアクション

精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まい（グループホーム）を宮城県内に整備するための補助金です。ぜひ、ご活用ください！

## 1. 趣旨

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保するために、障害者総合支援法に定める共同生活援助を行うグループホームの整備に要する経費について補助金を交付するもの。

## 2. 事業主体（補助を受けられる法人）

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 3. 補助事業内容

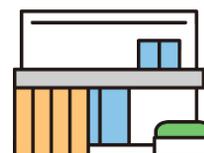
対象経費、基準額及び補助率は「社会福祉施設等施設整備事業費補助事業」に準ずる。

## 4. 補助要件

- ・「令和9年度社会福祉施設等施設整備事業費補助事業」について県に協議したもののうち、国庫補助協議の結果、不採択となった事業を補助対象とする。
- ・宮城県内（仙台市以外）に精神障害者を積極的に受け入れるためのグループホームを創設（新たに施設を整備）又は改築（既存施設の改築整備）すること（※）。
- ・※整備した建物の定員に対して、精神障害者を3割以上受け入れることを想定した計画に限ります。
- ・令和10年3月3日（金）までに事業を完了し、実績報告すること。
- ・施策の効果検証のため、施設整備後の利用者受入状況等について、調査を行う場合があります。

## 5. 令和9年度補助予定施設数

6か所程度



## 6. 今後のスケジュール

令和9年度社会福祉施設等施設整備事業費補助事業（担当：宮城県保健福祉部障害福祉課）に準ずる。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/r5shisetsuseibihi.html>

### <問合せ先>

事業目的等：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：[seishin-se@pref.miyagi.lg.jp](mailto:seishin-se@pref.miyagi.lg.jp)

補助金申請：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班（メールのみ）

mail：[syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

# 精神障害のピアサポート活動を応援します

当事者や家族のピアサポート活動に  
「宮城県精神障害の当事者・家族等の活動支援及び  
 ピアサポート活用事業補助金」を活用しませんか？



## 1. 目的

ピアサポート活動とは、精神障害の当事者・家族等が自らの経験を生かして、他の精神障害者等の回復のために行う支援、仲間同士の支え合いを指します。

県内のピアサポート活動を行う団体等への支援を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的としています。

## 2. 補助対象

- 宮城県内に所在する、①精神障害のピアサポート活動団体（当事者・家族会等）  
 ②ピアサポート活動を行う障害福祉サービス事業所

## 3. 補助事業

宮城県内で行われる当事者・家族等によるピアサポート活動

(1) 情報交換会・交流会等



(2) 研修会・セミナー等



(3) 個別相談支援



(4) 普及啓発



## 4. 補助対象経費

報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、謝金、旅費、  
 需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、  
 役務費、使用料及び賃借料

## 5. 交付対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6. 補助率及び補助限度額



例えば・・・

- ・研修講師等への謝金、旅費
- ・パンフレット・チラシ等の印刷代・郵送料
- ・会場使用料 等

補助率	補助上限額
10 / 10	20万円

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel : 022-211-2518 Mail : seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

## 7.令和8年度スケジュール（予定）

No.	項目	各種締切日
①	募集開始（県HPに掲載）	<b>令和8年4月中旬頃</b>
②	所要見込額の提出	<b>令和8年5月29日（金）まで</b>
③	補助金交付申請書の提出	<b>令和8年7月31日（金）まで</b>
④	補助金交付決定	令和8年9月中
⑤	交付申請事業の実施・完了	<b>令和9年3月31日まで</b>
⑥	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和9年4月20日まで（①②のいずれか早い日）
⑦	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

## 8.Q&A

<b>Q1.</b>	補助対象事業を複数の事業所が共催で実施する場合も申請できるか。
<b>A1.</b>	共催で実施した場合も、交付申請を行うことは可能です。この場合、対象経費について他の共催事業所と重複して申請することのないように注意してください。
<b>Q2.</b>	他の補助金の交付を受けているが、対象となるのか。
<b>A2.</b>	「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金」を活用した補助金の交付を受けている事業または交付申請している事業は対象外となります。また、その他の補助金により補助を受けている対象経費は対象外となります。 ※本事業の対象となるか確認したい場合は、下記へお問い合わせください。
<b>Q3.</b>	本事業のために支払ったレシートや領収書などの書類をなくしてしまったが、申請できるか。
<b>A3.</b>	支払いしたことを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
<b>Q4.</b>	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額（変更）してもらえるか。
<b>A4.</b>	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
<b>Q5.</b>	補助金はいつ交付されるのか。
<b>A5.</b>	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。
<b>Q6.</b>	食糧費は補助対象経費ではないのか。
<b>A6.</b>	令和6年度及び令和7年度は補助対象経費としていましたが、令和8年度以降は対象外となります。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

# 地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートします



県内の精神科病院や相談支援事業所における地域移行支援・地域定着支援の取組をサポートする「宮城県地域移行推進体制整備事業補助金」です。ぜひ、ご活用ください！

**県全域（仙台市を除く）に対象が広がりました！**

## 1. 目的

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、地域共生社会を実現するために、県内の精神科病院や相談支援事業所が取り組む、精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援にかかる人材確保や人材育成を推進することを目的としています。

## 2. 補助対象

宮城県内（仙台市を除く）に所在する 精神科病院 及び 相談支援事業所

## 3. 補助事業内容

### (1) 人材確保事業

補助事業者	令和7年4月1日時点において「療養生活継続支援加算」を算定していない精神科病院
補助内容	精神科病院が「療養生活継続支援加算」を算定するために新たに採用した専任の精神保健福祉士の人件費
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、共済費、通勤手当、旅費
補助率	10/10
補助限度額	3,500,000円

### (2) 人材育成事業

補助事業者	精神科病院、相談支援事業所
補助内容	地域移行支援・地域定着支援にかかる職員の知識・技能の習得や維持のための人材育成経費 ①自所属内で実施する研修・セミナー等 ②自所属外で実施する研修・セミナー等
対象経費	報酬、賃金、給料、職員手当、報償費、謝金、旅費、需用費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料
補助率	10/10
補助限度額	150,000円

## 4. 交付対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

## 5.令和8年度スケジュール（予定）

No.	項目	各種締切日
①	募集開始（県HPに掲載）	<u>令和8年4月中旬頃</u>
②	所要見込額の提出	<u>令和8年5月29日（金）まで</u>
③	補助金交付申請書の提出	<u>令和8年6月30日（火）まで</u>
④	補助金交付決定	令和8年8月まで
⑤	交付申請事業の実施・完了	<u>令和9年3月31日まで</u>
⑥	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和9年4月20日まで（①②のいずれか早い日）
⑦	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

## 6.Q&A

<b>A1.</b>	交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要となります。事業実施報告書の提出は補助金交付決定後にご提出いただけます。
<b>Q2</b>	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額（変更）してもらえるか。
<b>A2.</b>	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
<b>Q3.</b>	領収書やレシート等が無い支払いについても補助金の交付は可能か。
<b>A3.</b>	支払いを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
<b>Q4.</b>	対象経費の支払いはクレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど、現金以外の方法も可能か。
<b>A4.</b>	対象経費の支払いは、クレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど現金以外の方法も可能です。この場合も必ずレシートなどの支払いを証明する書類を発行してもらい、事業実施報告書に添付ください。
<b>Q5.</b>	補助金はいつ交付されるのか。
<b>A5.</b>	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

# 旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、心より謝罪します。

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、こどもができなくなる手術や、こどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしゃいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしゃいませんか？ぜひご相談ください。

**優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年までであった法律です。**

この法律により、病気や障害などのある人たちを『不良』とし、国の政策として、こどものできなくなる手術やこどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

**その被害は、こどもができない手術をされた被害者が、約2万5000人、こどもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。**

**最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。**

**国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。**

## 補償法について

\*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- こどもができなくなる手術をされた人 1500万円
- その結婚相手 500万円
- \*ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます
- 事実上の結婚もみとめられます

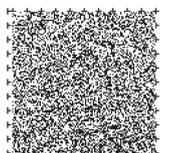
優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術をされた人 320万円
- \*ご本人だけが受け取れます \*補償金もあわせて受け取れます

人工妊娠中絶一時金

- こどもを生み育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
- \*ご本人だけが受け取れます \*優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

- 各都道府県に相談窓口があります(裏面をご覧ください)
- 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
- 国(こども家庭庁)にも、ぜひご相談ください
- 連絡先: 電話 03-3595-2575
- FAX 03-3595-2753
- メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp



# 都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年12月12日現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ		
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711	FAX 011-232-4240	hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用)	FAX 017-734-8091	kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015 (専用)	FAX 019-629-5464	AD0007@pref.iwate.lg.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用)	FAX 022-211-2591	kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用)	FAX 018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用)	FAX 023-625-4294	yusei@pref.yamagata.lg.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用)	FAX 024-521-7747	boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用)	FAX 029-301-3264	shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064	FAX 028-623-3070	boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606	FAX 027-226-2100	jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用)	FAX 048-830-4804	a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501 (専用)	FAX 043-222-9939	https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiwase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用)	FAX 03-5388-1401	S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-285-0716	FAX 045-210-8860	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiwase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933 (専用)のほか県保健所	FAX 025-285-8757	ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用)	FAX 076-444-3493	akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用)	FAX 076-225-1423	yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部 ともも未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (ともも未来課)のほか県内各健康福祉センター	FAX 0776-20-0640	kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用)	FAX 055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用)	FAX 026-235-7170	yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用)	FAX 058-278-3518	yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用)	FAX 054-221-3521	kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用)	FAX 052-954-7493	kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用)	FAX 059-224-2270	sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567	FAX 077-528-4868	boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用)	FAX 075-414-4792	kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用)	FAX 06-6910-6610	ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用)	FAX 078-362-3913	kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用)	FAX 0742-27-8643	boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657	FAX 073-428-2325	e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所	FAX 0857-26-8116	yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974 (専用)0852-22-6625 (専用)	FAX 0852-22-6328	yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用)	FAX 086-225-7283	yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用)	FAX 082-502-3674	fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用)	FAX 083-933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所	FAX 088-621-2843	kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用)	FAX 087-806-0207	kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所	FAX 089-912-2399	healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用)	FAX 088-823-9658	yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用)	FAX 092-643-3260	kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856 (専用)	FAX 0952-25-7300	kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用)	FAX 095-825-6470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用)	FAX 096-383-1427	yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)	FAX 097-506-1735	sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用)	FAX 0985-26-7336	kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用)	FAX 099-286-5561	yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	ともも未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457	FAX 098-866-2433	aa031305@pref.okinawa.lg.jp

## 子ども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

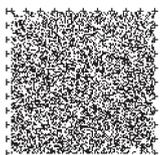
※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイト  
や各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス [kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp](mailto:kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp)

🕒 受付時間 10:00~17:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



このマークは、視覚に頼れない方  
などが使う音声コードです。

子ども家庭庁

旧優生保護法補償金等特設サイト  
(手話字幕動画もご覧いただけます。)

